

伊平屋空港の
パブリック・インボルブメント（P I）
実施計画書

パブリック・インボルブメント（Public Involvement）とは、「市民参画」または「住民参画」と訳されます。公共事業の施策を立案する過程で地元住民などから幅広く意見を募り、計画決定に活かしていく手法です。

平成 18 年 5 月

伊平屋空港協議会

はじめに

伊平屋村・伊是名村は沖縄本島那覇市の北約 100 km に位置する離島村であり、沖縄本島との交通手段は両村がそれぞれ運天港との間に運航しているフェリーが主に担っています。しかし、現在の船舶交通では那覇市までの移動に 4 時間を要するほか、荒天によるフェリーの欠航により、住民生活に多大な支障を来しています。

そのため、両村では、本土復帰当時から沖縄県等に対し空港整備に向けた要請活動を行ってきました。また、両村は平成 9 年～11 年度にかけて「伊平屋村・伊是名村の地域活性化」に向けた調査検討を実施し、その中で空港整備は同地域の活性化に向けて実現すべき重要な課題であり、この課題を含め、同地域に共通する課題を共同で取り組むことに意義があるとしています。

また、沖縄県においても、離島における生活利便性の向上と観光や産業振興の観点から、同地域における空港整備の検討が行われてきました。

空港の建設候補地については、様々な検討がなされましたが、それまでの検討の経緯や両村との話し合いにより、伊平屋村の野甫島を候補地として検討が進められることとなりました。

これらを踏まえ、平成 17 年 11 月 24 日、沖縄県・伊是名村・伊平屋村は「伊平屋空港協議会」を設立し、今後空港整備計画等については、協議会の場において三者で協議しながら進めていくこととしました。

一方、伊平屋空港の整備にあたっては、国土交通省航空局が定めた「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針(案)」等に即して、計画段階から県民等に対し積極的に情報を提供し、広く意見を収集するなどの住民参画の手法(パブリックインボルブメント:PI)を導入することが求められています。

このため、協議会では、具体的な PI の実施方法について、学識経験者・有識者で構成する「伊平屋空港 PI 実施計画検討委員会」を設置し、委員会の指導助言のもと、伊平屋空港の整備に関する PI 活動を進めるにあたって県民等が参画する手法を実施計画としてとりまとめました。

今後、この実施計画に基づき伊平屋空港の整備に関する PI 活動を進めて参りますので、多くの方々に参加いただきますようお願い致します。

平成 18 年 4 月
伊平屋空港協議会

伊平屋空港のP I実施計画書（案）

目 次

1 . 空港整備へのパブリック・インボルブメント（P I）導入の意義 -----	1
2 . P I実施計画の策定にあたっての基本方針 -----	4
3 . P Iの実施体制 -----	5
4 . P Iの実施目標 -----	6
5 . P Iの実施期間 -----	7
6 . P Iにおいて提供する情報内容 -----	9
7 . P IにおけるP I対象者及び意見収集の方法 -----	10
8 . 収集した意見の取扱い -----	13
9 . P Iの終了の判断 -----	14
10 . 検討委員会の概要 -----	15

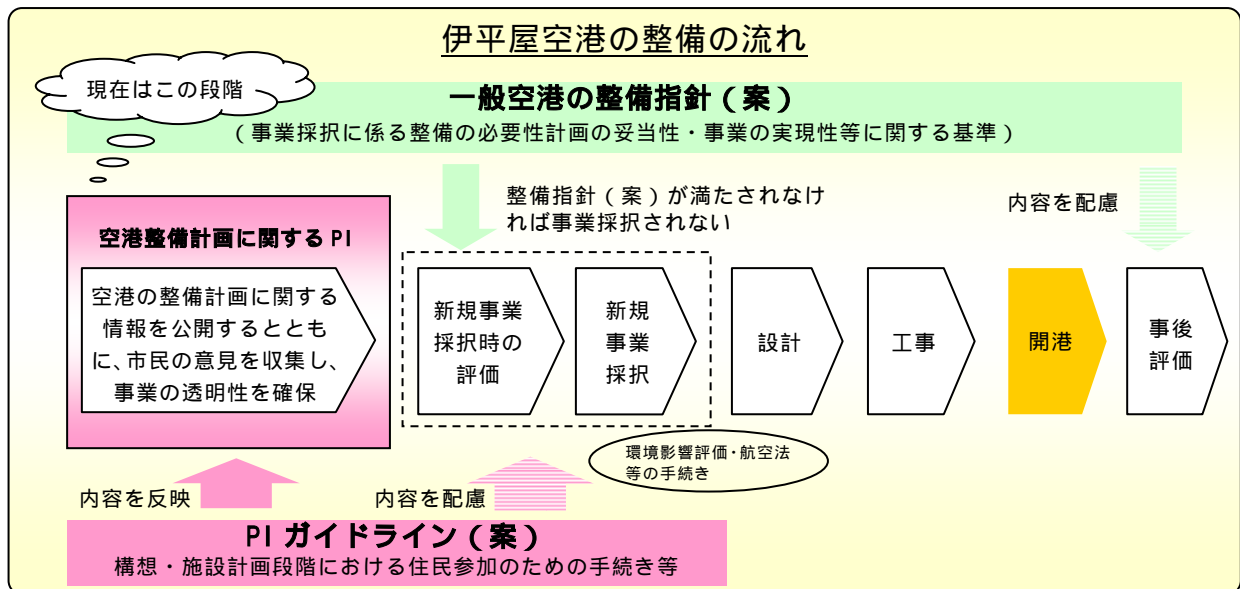
1. 空港整備へのパブリック・インボルブメント導入の意義

(1) パブリック・インボルブメントの導入の経緯

今日、わが国の社会資本整備は、緊急性の高い事業に投資の重点化を図るとともに、国民への説明責任を十分に果たし、客観性・透明性の高い効果的な事業の実施が求められています。

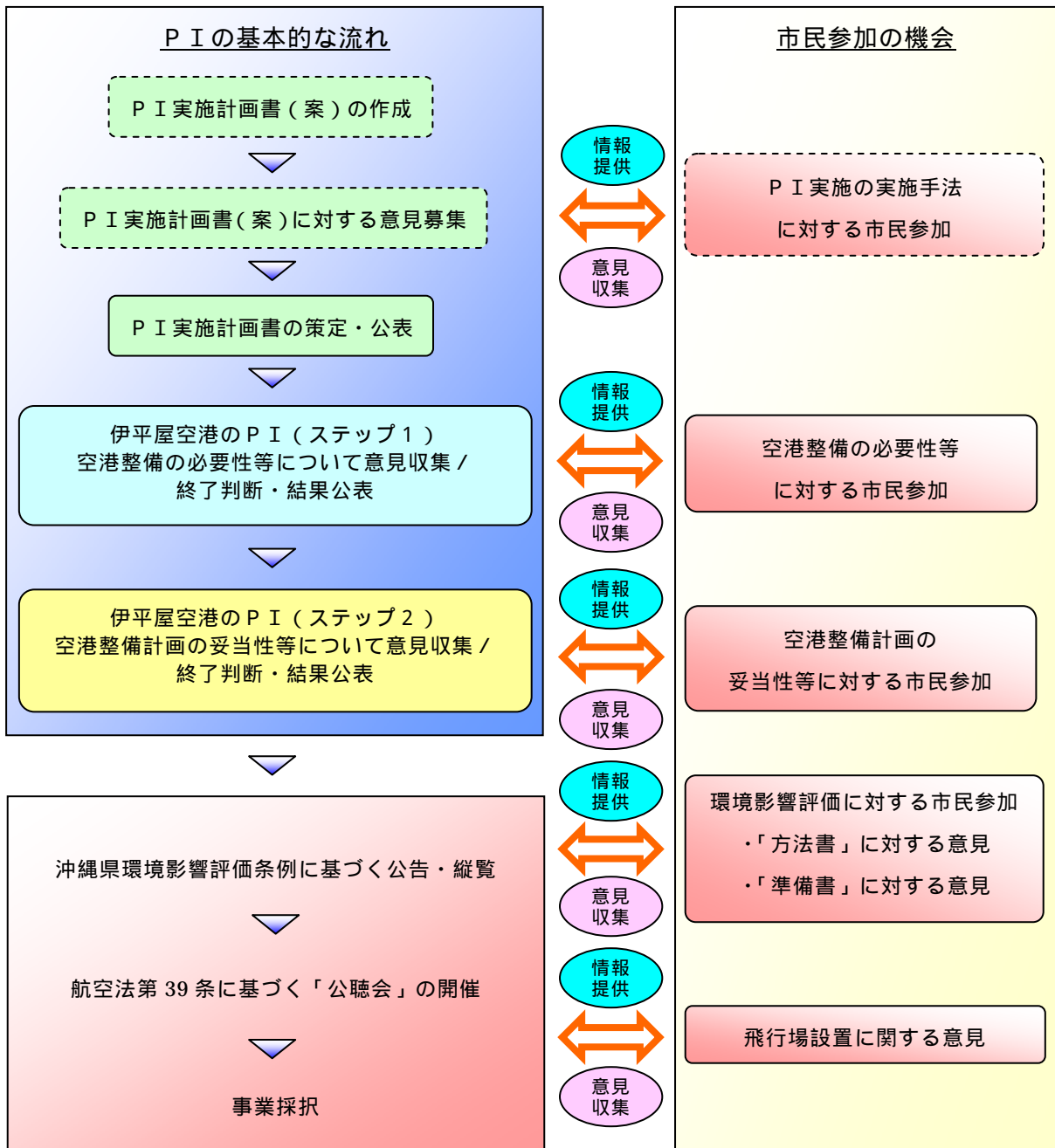
このような状況の中、国土交通省航空局は、交通政策審議会航空分科会の答申を踏まえ、「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針(案)」「(以降、「空港整備指針(案)」という)及び「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」「(以降、「PIガイドライン(案)」という)を平成15年に公表しました。

そのため、伊平屋空港の空港整備の進め方については、「空港整備指針(案)」及び「PIガイドライン(案)」の主旨を踏まえ、積極的な情報提供と幅広い意見収集を行いながら取り組んでいきたいと考えております。



(2) P I の流れと市民参加の機会

伊平屋空港の空港整備の流れの中で、市民が事業に参画する機会は、事業主体が構想・計画の事業化を意思決定する過程で行うPI と、空港整備事業や環境アセスメントを進めるなかで法律・条令等で開催が義務付けられている公式的な意見聴取の場があります。また、PI は、空港整備の必要性等を問うステップ1と空港整備計画の妥当性等を問うステップ2の2段階で実施します。



(3) パブリック・インボルブメント (PI) を行うことの意義

PI 手法は、行政が市民への説明責任を果たし、透明性、公平性を確保しつつ、さらに効率的な事業の実施を可能にするなど、住民参加を促す必要不可欠な手法として認知されています。

PI を行うことの意義

- 事業に関する市民の認知度、理解度の向上
- 市民ニーズを反映することによる事業の質的向上
- 事業に対する市民のコンセンサス形成に向けた環境整備
- 事業の効率性（時間・費用）の向上と事業の透明性、公平性の確保

2 . P I 実施計画の策定にあたっての基本方針

～ 基本方針 ～

方針 : 伊平屋村・伊是名村の住民の参加を積極的に促します。

方針 : 十分な情報を提供し、広く意見を収集します。

方針 : 市民との双方向性の高い P I 手法を取り入れます。

方針 : 透明性を確保し、中立・公正な P I を実施します。

方針 : 適切な時間管理に努めます。

方針 : 伊平屋村・伊是名村の住民の参加を積極的に促します。

空港整備は、伊平屋村・伊是名村の地域の将来像に直接係る事業であり、空港整備に対する両村の住民の理解と協力が得られることが重要です。そのため、両村の住民に対して十分な情報提供を行うとともに、住民参加を積極的に促します。

方針 : 十分な情報を提供し、広く意見を収集します。

空港整備に係る技術的な検討内容のほか、第三者機関による評価・助言等の内容も含め、皆様にわかり易くとりまとめて提供します。

また、皆様から頂いた意見は、個人が特定できる情報を除いた上で取りまとめ、公表します。

方針 : 市民との双方向性の高い P I 手法を取り入れます。

市民の参画による空港整備を進めていくため、P I 対象者の特性に応じた双方向性の高い P I 手法を採用します。

方針 : 透明性を確保し、中立・公正な P I を実施します。

P I 活動は、第三者機関（P I 評価委員会）の評価・助言等を受けながら実施します。また、その内容についても公表します。

方針 : 適切な時間管理に努めます。

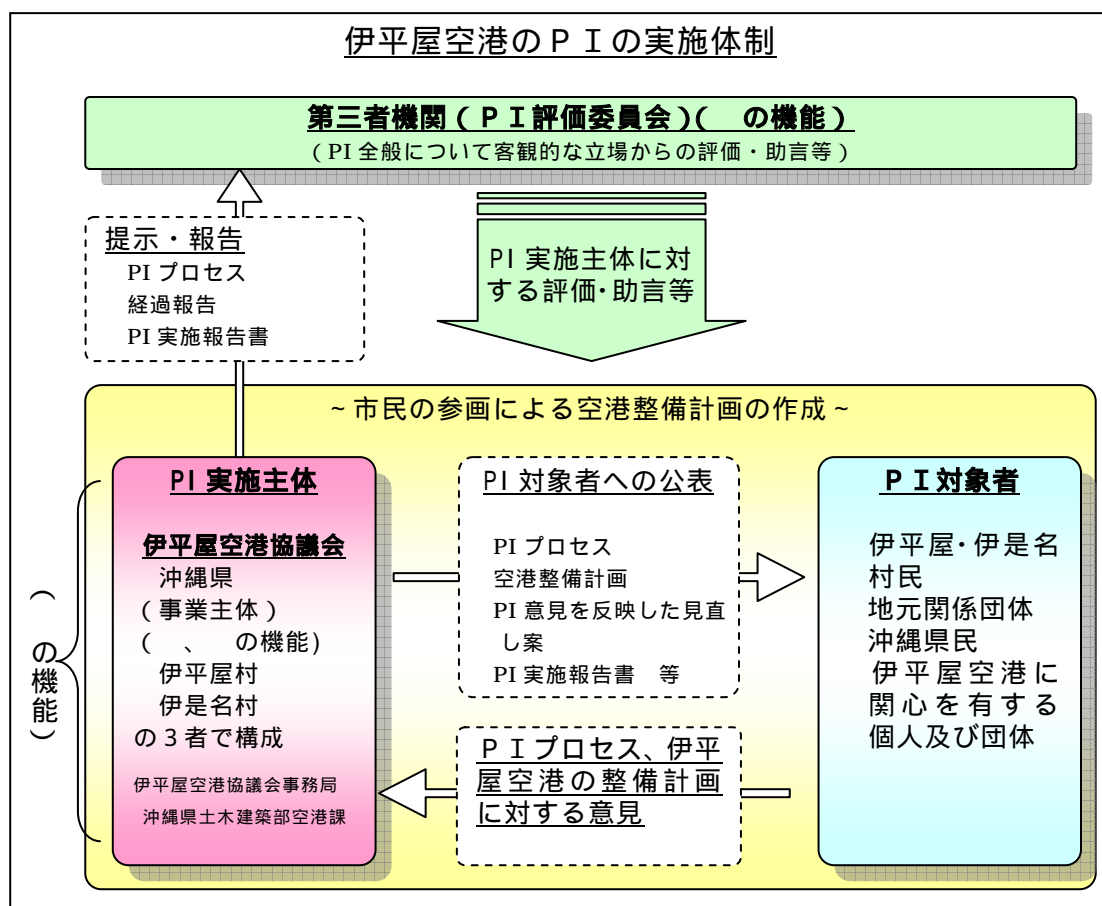
P I の実施目標を達成する上で、迅速な情報提供、意見収集を行い、効率的な P I の実施に努めます。

3 . P I の実施体制

伊平屋空港の P I の取り組みは、事業の実施主体となる「沖縄県」と、沖縄県、伊平屋村及び伊是名村で構成される「伊平屋空港協議会」が中心となり、進めて参ります。

P I の実施においては、伊平屋空港に係る情報を広く P I 対象者に公表するとともに、幅広く意見を募集します。

また、「有識者等からなる第三者機関」を設置し、P I が十分に機能するよう客観的な立場から助言を頂くとともに、事業主体と市民との情報や問題点の共有化が十分に図られ、合意形成が図られる過程が適切であるかなどについて、評価して頂きます。



P I 実施体制における 4 つの機能

- | | |
|----------------|---------------------|
| P I を実施する機能 | 方向性の決定など意思決定を行う機能 |
| 各種の調査検討を実施する機能 | P I に対し、評価・助言等を行う機能 |

4 . P I の実施目標

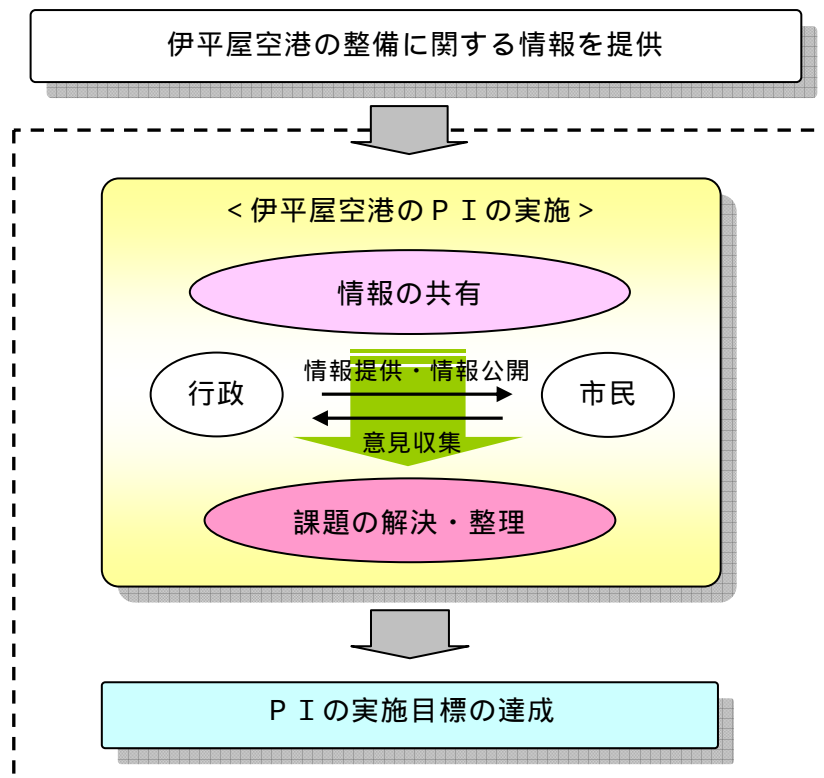
～ P I (ステップ 1) の実施目標～

伊平屋空港の整備の必要性等に係る情報を共有し、P I 対象者の考え方を把握できる状態に達すること。

～ P I (ステップ 2) の実施目標～

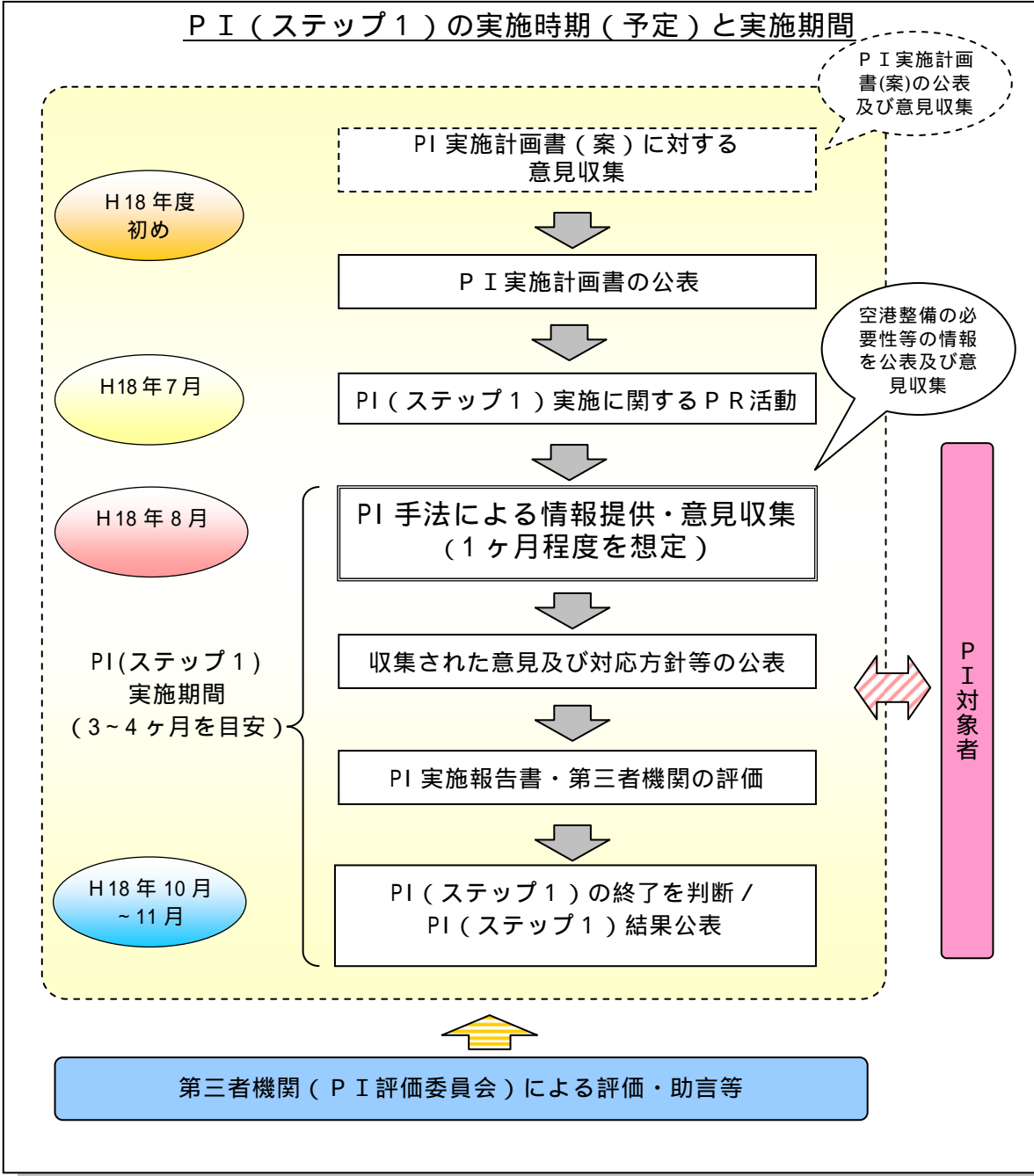
空港整備計画の妥当性等に係る情報を共有し、P I 対象者の考え方を把握できる状態に達すること。

伊平屋空港の P I の実施目標の達成に向けたフロー



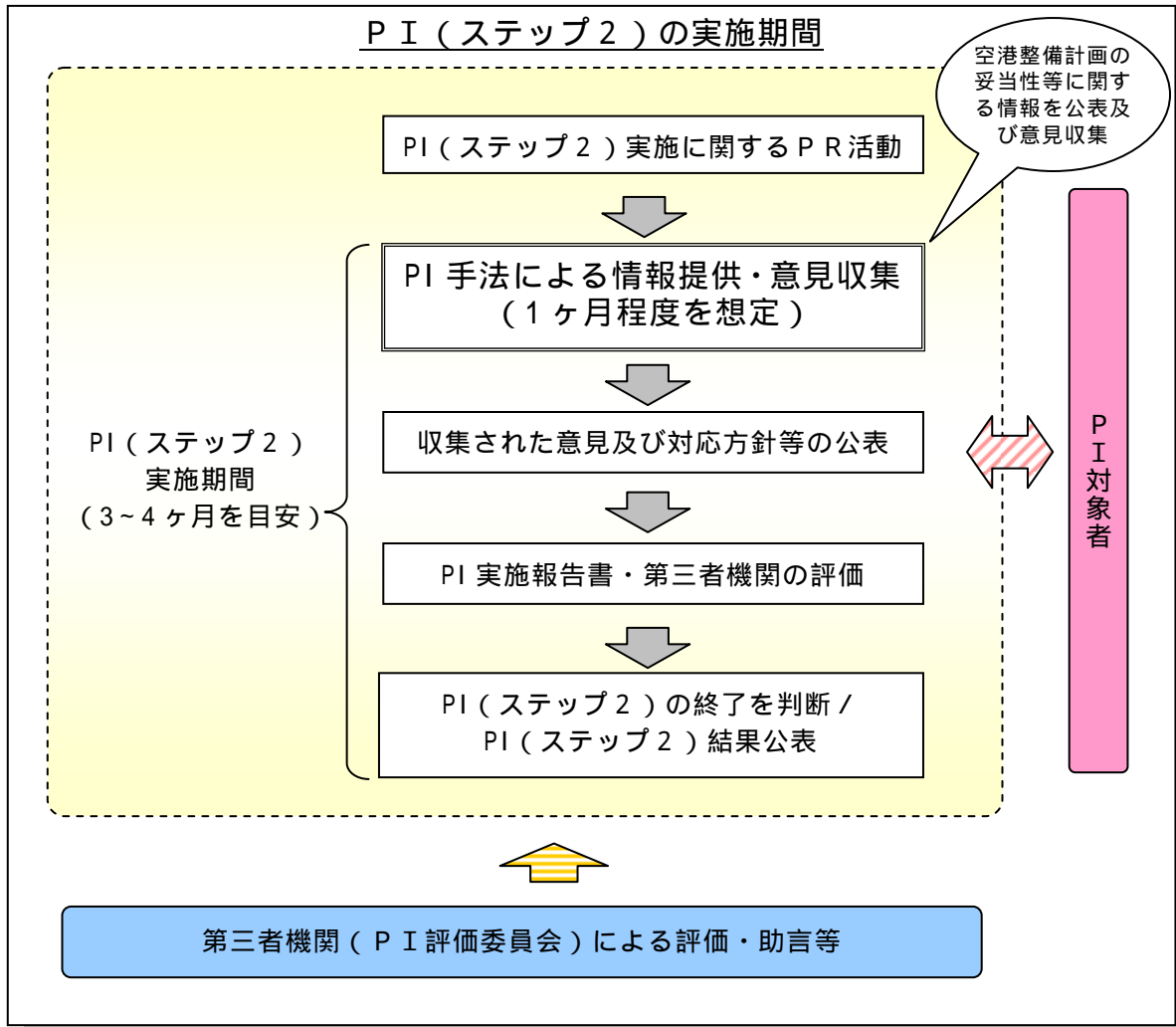
5 . P I の実施期間(ステップ 1 及びステップ 2)

~ P I (ステップ 1) の実施時期及び実施期間 ~
 P I (ステップ 1) は平成 18 年度に実施し、両村に人々が集まる旧盆や夏祭りイベント等を含む 8 月を中心に、約 1 ヶ月間を目安にご意見を募集する予定です。



～ P I (ステップ 2) の実施について～

PI (ステップ 1) が終了すると、PI (ステップ 2) に移行します。PI (ステップ 2) も、両村の行事・イベントの開催など、人々が島に集まる時期を踏まえ、約 1 ヶ月間を目安にご意見を募集する予定です。



6 . P I において提供する情報内容

PI (ステップ1) では、伊平屋空港の整備の必要性等に関する情報を提供します。

また、PI (ステップ2) では、伊平屋空港の整備計画の妥当性等に関する情報を提供します。

これらの情報は、一般の人々にもわかり易い内容で冊子等に取りまとめ、伊平屋空港協議会が皆様に提供致します。具体的な情報提供内容は、以下のものを想定しています。

PI (ステップ1) において提供する情報内容 (予定)

提供情報の項目	提供情報の技術的内容等
「空港整備の必要性」に関する情報	同地域と那覇が航空で結ばれることで、どの程度の時間短縮が図れるか、また、期待される効果はどのようなものがあるかなど、空港整備の必要性を判断する上で必要な情報を提供します。 伊平屋村・伊是名村を支える交通の問題点 将来の航空利用者数の予測 空港を整備した場合に島に及ぼされる効果・影響 等
「候補地」に関する情報	いつから空港整備に対する要望があったのか、候補地はどのように選定されたのか、空港とはどんな施設なのか、などに関する情報を提供します。 空港整備に向けた取り組みの概要 野甫島が空港の候補地となった経緯 空港計画の概要 等

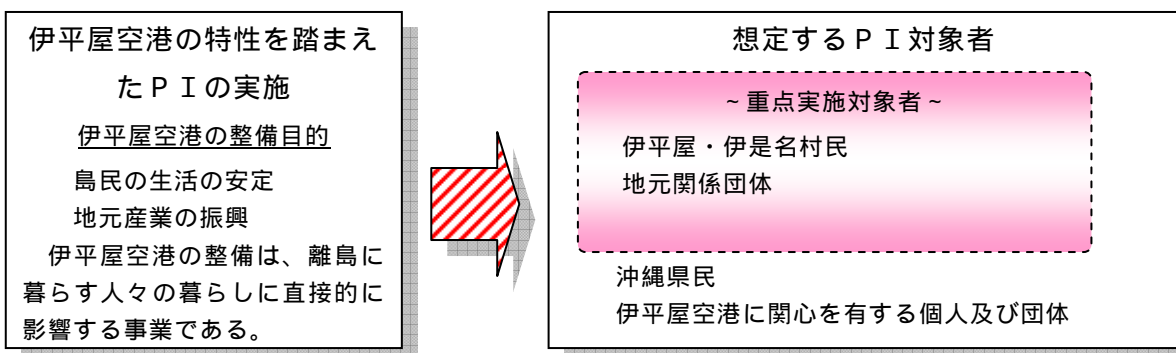
PI (ステップ2) において提供する情報内容 (予定)

提供情報の項目	提供情報の技術的内容等
「空港整備計画」に関する情報	伊平屋空港の整備計画に関する情報を提供します。 滑走路、空港用地の位置・範囲 空港に整備される照明・無線施設の概要 ターミナル地域・駐車場の位置・範囲 等
「空港整備計画の妥当性」に関する情報	基本計画検討段階で算出される費用対効果分析結果、周辺環境への配慮等、空港整備計画の妥当性を判断するための情報を提供します。 基本計画段階の費用対効果分析の結果 伊平屋 - 那覇路線の就航の見通し 周辺環境への影響の見通し 等

7. P I における P I 対象者及び意見収集の方法

伊平屋空港は離島空港であり、離島住民の民生の安定化や地元産業の振興等を目的としています。そのため、情報提供や意見収集を行う P I 対象者は、P I を実施する意義からも幅広く想定しますが、本構想の特徴を踏まえ、伊平屋村・伊是名村の住民や地元関係団体等を重点的な P I 対象者と位置づけ実施します。

また、P I 実施の際には、P I 実施の関心を高め双方向性の高さを確保する観点から、紙媒体、電子媒体を用いた情報提供のほか、地元村役場、地元関係団体等の協力も得て、十分な情報提供と皆様が気軽に意見を表明できる手法を採用します。



伊平屋空港の特性を踏まえた P I の実施手法

伊平屋村・伊是名村の地元ネットワークを活用した広報活動

伊平屋村や伊是名村の地元各自治会、地元関係団体等の協力を得て、広く P I の実施に関する P R 活動を展開します。

P I に係る情報提供の手法

一般の方々にも充分理解して頂けるよう、情報をわかりやすく掲載した資料を作成し住民等に配布します。また、フェリーの発着場所である港の待合所や沖縄県庁ロビーにも備え置き、訪れた方が自由に持ち帰れるようにします。さらに、同資料は両村の広報誌等へ掲載するほか、電子情報として沖縄県・両村のホームページで公開し、P I 期間中は伊平屋空港協議会が、随時、同資料の提供依頼を受け付けます。

その他、双方向のコミュニケーション手法として、地元住民等を対象とした説明会なども開催します。

P I に係る意見収集の手法

皆様が気軽に意見を表明できるよう、ハガキの投函やインターネットによる書き込みで意見を募集するほか、伊平屋空港協議会でも随時意見を受け付けます。また、地元住民に対しては役場や自治会等の協力を得て、より多くの意見が頂けるよう努めます。

PI(ステップ1) 手法と実施スケジュール(予定)

1. PI実施計画書の公表

手法	内容	PI対象者			
		伊平屋・伊是名 村民	地元関係団体	沖縄県民	県外の個人・団 体
行政広報誌への 記事掲載	伊平屋村、伊是名村が定期的に配布する広報紙に、PI実施計画書を周知する記事を掲載する				-
パンフレット配布	PI実施計画書の要点を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成し、両村地元自治会、地元経済界への配布、また、フェリーの発着場所である港の待合所、県庁、村役場へ備え置く				-
ホームページへの 情報掲載	沖縄県、伊平屋村、伊是名村のホームページにおいて、PI実施計画書を公表する				

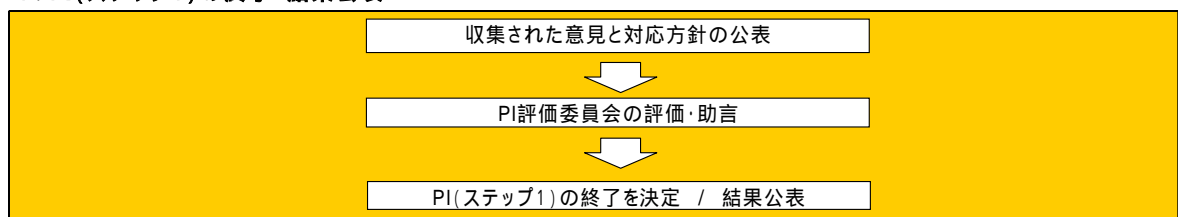
2. PI(ステップ1)開始の周知(広報)

手法	内容	PI対象者			
		伊平屋・伊是名 村民	地元関係団体	沖縄県民	県外の個人・団 体
行政広報誌への 記事掲載	伊平屋村、伊是名村が定期的に配布する広報紙に、PI開始を周知する記事を掲載する				-
ポスターの掲示	PI開始を周知するポスターを作成し、フェリーの発着場所である港の待合所、県庁、村役場に掲示する				-
ホームページへの 情報掲載	沖縄県、伊平屋村、伊是名村のホームページにおいて、PI開始を公表する				

3. PI(ステップ1)の実施(情報提供・意見収集)

手法	内容	PI対象者			
		伊平屋・伊是名 村民	地元関係団体	沖縄県民	県外の個人・団 体
冊子 パンフレットの配布	伊平屋空港の整備の必要性等に係る調査結果をわかりやすくとりまとめた冊子やパンフレットを作成し、地元自治体、地元関係団体に配布するほか、行政の情報窓口等に配布する。また、フェリーの発着場所である港の待合所にも備え置く				-
パネル展示	伊平屋空港の整備の必要性等に係る調査結果について、両村の住民、県民が気軽に訪れることの出来る場所で一定期間パネルを用いて情報提供を行う。沖縄県庁、伊平屋村および伊是名村役場のロビー等を想定する				-
ホームページへの 情報掲載	沖縄県、伊平屋村、伊是名村のホームページにおいて、伊平屋空港の整備の必要性等に係る調査結果概要を公表し、意見募集のPRを行う				
説明会	伊平屋村及び伊是名村において、伊平屋空港の整備の必要性等について、両村の住民等を対象とした説明会を開催する				-
はがき・インター ネット・メール等によ る意見募集	はがき・インターネットメール等を利用して、伊平屋空港の整備の必要性等に係る情報について、充分認知・理解されたかを確認するとともに、両村民をはじめとする県民等から意見を募集する				

4. PI(ステップ1)の終了・結果公表



伊平屋空港のパブリック・インボルブメント(PI)は、伊平屋・伊是名の地元ネットワークを活用した広報活動を行います。
例) 地元各自治会、地元関係団体の活動等

PI(ステップ2) 手法(予定)

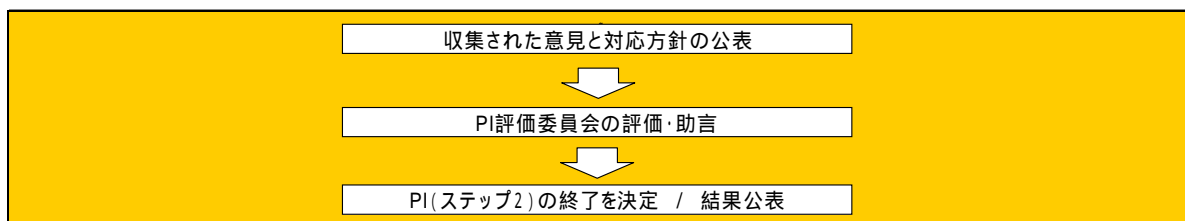
1. PI(ステップ2)開始の周知(広報)

手法	内容	PI対象者			
		伊平屋・伊是名 村民	地元関係団体	沖縄県民	主要な対象者 県外の個人・団体
行政広報誌への 記事掲載	伊平屋村、伊是名村が定期的に配布する広報紙に、PI開始を周知する記事を掲載する				-
ポスターの掲示	PI開始を周知するポスターを作成し、フェリーの発着場所である港の待合所、県庁、村役場に掲示する				-
ホームページへの 情報掲載	沖縄県、伊平屋村、伊是名村のホームページにおいて、PI開始を公表する				

2. PI(ステップ2)の実施(情報提供・意見収集)

手法	内容	PI対象者			
		伊平屋・伊是名 村民	地元関係団体	沖縄県民	主要な対象者 県外の個人・団体
冊子 パンフレットの配布	伊平屋空港の整備計画の妥当性等に係る調査結果をわかりやすくとりまとめた冊子やパンフレットを作成し、地元自治体、地元関係団体に配布するほか、行政の情報窓口等にて配布する。また、フェリーの発着場所である港の待合所にも備え置く				-
ホームページへの 情報掲載	沖縄県、伊平屋村、伊是名村のホームページにおいて、伊平屋空港の整備計画の妥当性等に係る調査結果概要を公表し、意見募集のPRを行う				
説明会	伊平屋村及び伊是名村において、伊平屋空港の整備計画の妥当性等について、両村の住民等を対象とした説明会を開催する				
はがき・インター ネットメール等によ る意見募集	はがき・インターネットメール等を利用して、伊平屋空港の整備計画の妥当性等に係る情報について、充分認知・理解されたかを確認するとともに、両村民をはじめとする県民等から意見を募集する				

3. PI(ステップ2)の終了・結果公表



伊平屋空港のパブリック・インボルブメント(PI)は、伊平屋・伊是名の地元ネットワークを活用した広報活動を行います。
例) 地元各自治体、地元関係団体の活動等

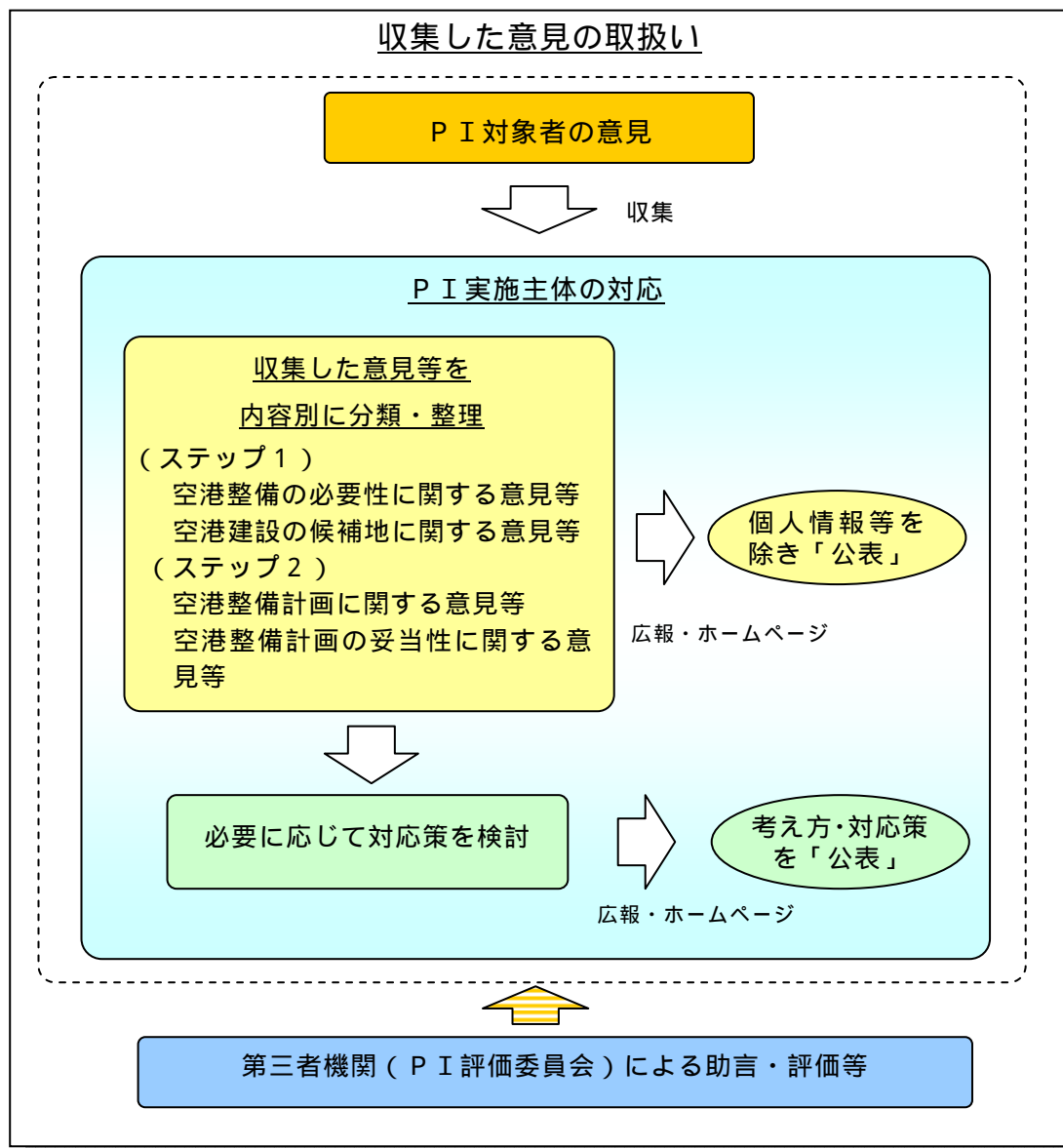
PI
実施
準備
期間

PI
実施
期間
(3
~
4
ヶ月
程度)

8 . 収集した意見の取扱い

頂いた意見は、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」を遵守した上で、取りまとめ公表します。

また、頂いた意見の収集状況に応じて、PI 対象者からの意見、質問、要求などを整理し、第三者機関による助言・評価等のもと、その意見に対する考え方、対応策について公表します。

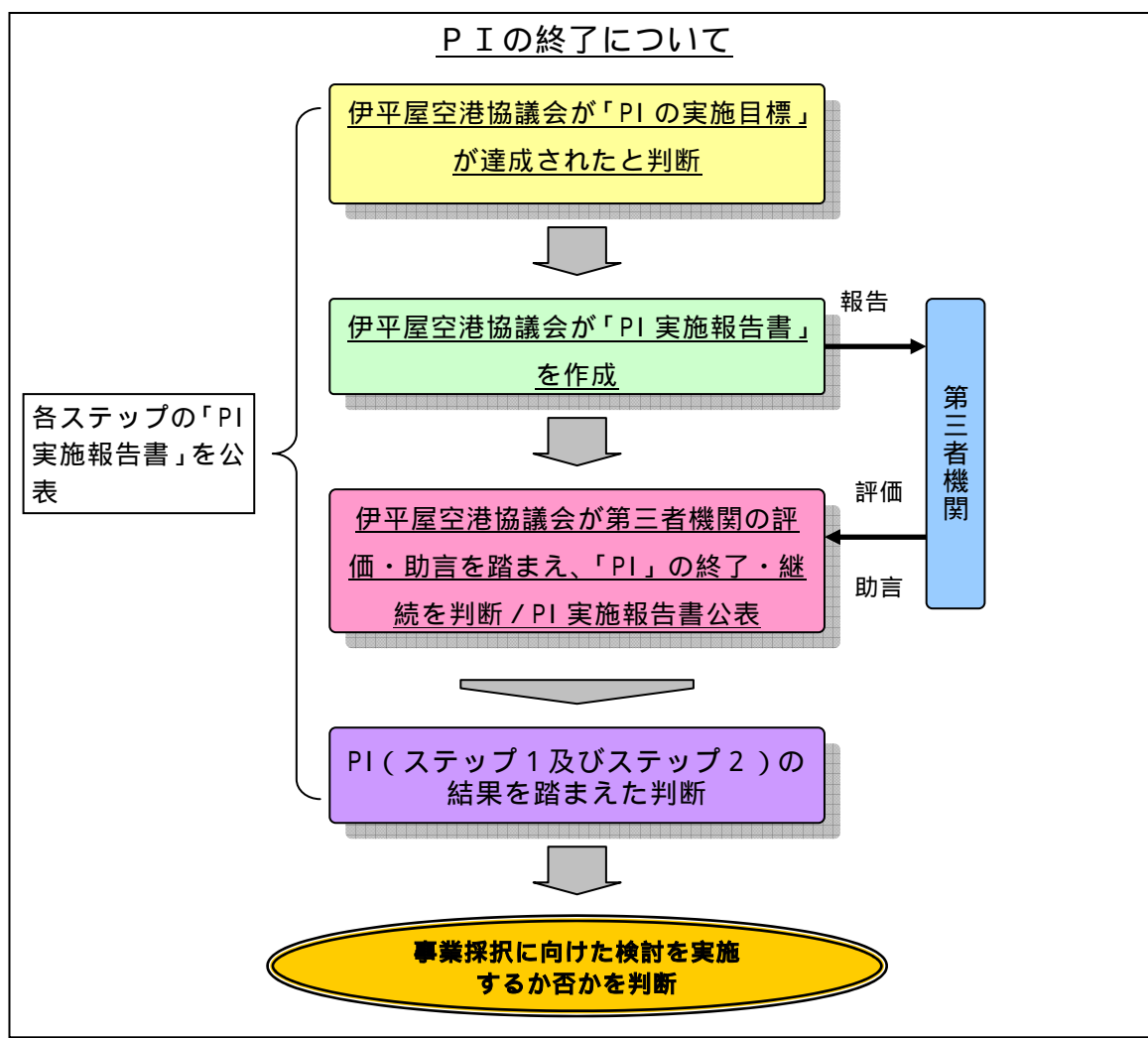


9 . P I の終了の判断

PI の各ステップにおいて、PI 実施主体である伊平屋空港協議会は「PI の実施目標」が達成されたか否かを判断します。達成されたと判断した場合には、PI の経過や皆様の意見、それに対する対応等を記録した「PI 実施報告書」をとりまとめ、第三者機関へ報告します。

第三者機関は、各ステップのPI が適切に実施されたかを評価し、伊平屋空港協議会はその結果報告を受けて、各ステップにおけるPI の終了を総合的な見地から判断します。これらの過程は、「PI 実施報告書」としてとりまとめ、公表いたします。

PI (ステップ1) が終了すると、PI (ステップ2) に移行します。PI (ステップ2) が終了すると、事業主体となる沖縄県は事業採択に向けた検討を実施するか否かを判断します。



10. 検討委員会の概要

伊平屋空港のPI実施計画(案)は、「伊平屋空港PI実施計画検討委員会」を設置し、同委員会の指導・助言を得ながらとりまとめました。

委員名簿

氏名	所属・役職	備考
大城 保	沖縄国際大学 経済学部経済学科 教授	委員長
堤 純一郎	琉球大学 工学部環境建設工学科 教授	
崎山 律子	フリージャーナリスト	

委員会の開催経緯

名称	開催日時等	議事等
第1回伊平屋空港PI実施計画検討委員会	<p>野甫島上空からの視察 視察日 : 平成18年1月18日 視察時間 : 10:30~10:50</p> <p>野甫島現地視察 視察日 : 平成18年1月18日 視察時間 : 11:20~12:30</p> <p>委員会 開催日 : 平成18年1月18日 開催時間 : 13:30~15:30 開催場所 : 伊平屋村役場</p>	<p>委員会開催の前に、飛行機による伊平屋村野甫島の上空からの視察及び野甫島の現地踏査を実施</p> <p>PIの実施方針について 候補地について PI実施計画書(案)について</p>
第2回伊平屋空港PI実施計画検討委員会	<p>開催日 : 平成18年3月14日 開催時間 : 14:00~16:00 開催場所 : 那覇市内ホテル</p>	<p>第1回委員会における主な意見とその対応について PI実施計画書(案)のとりまとめについて PI実施計画書パンフレット(案)について</p>